

兵庫県新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金（障害分）交付要領

（趣旨）

第1条 医療又は福祉に係る業務に従事している者のうち、障害福祉サービス施設・事業所等で業務に従事している者（以下「職員」という。）に対する慰労金の交付について地方自治法（1947年（昭和22年）法律第67号）、地方自治法施行令（1947年（昭和22年）政令第16号）、財務規則（1964年（昭和39年）兵庫県規則第31号）、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（障害福祉サービス等分）の実施について」（令和2年6月25日付け障発0625第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）及び「兵庫県新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業に係る慰労金交付要綱」（以下「要綱」という。）に規定するもののほか、この要領の定めるところによる。

（目的）

第2条 障害福祉サービス施設・事業所等に勤務する職員は、①感染すると重症化するリスクが高い利用者との接触を伴うこと、②継続して提供することが必要な業務であること、及び③障害福祉サービス施設・事業所等での集団感染の発生状況から、相当程度心身に負担がかかる中、強い使命感を持って、業務に従事していることに対し、慰労金を給付する。

（定義）

第3条 この要領において使用する用語の意義は、要綱で使用する用語の例による。

2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 障害福祉サービス施設・事業所等とは、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 要綱第2条第1号ウ（ア）に規定する事業所等及び同項ウ（イ）に規定する事業所等

(ア) 通所系サービス事業所

生活介護、療養介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス

(イ) 短期入所サービス事業所

(ウ) 障害者施設等

障害者支援施設、共同生活援助、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設

(エ) 訪問系サービス事業所

居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、自立生活援助、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援

(オ) 相談系サービス事業所

計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援

(カ) 重度障害者等包括支援事業所

イ 次号に規定する事業所

(2) 要綱第2条第1号ウ（ウ）の知事が別に定めるものとは、次のア及びイに規定するものをいう。

ア 市町村事業

地域活動支援センター、日中一時支援、盲人ホーム、福祉ホーム、移動支援事業、訪問入浴サービス、障害者相談支援事業、基幹相談支援

イ 都道府県事業

盲人ホーム、福祉ホーム、盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業

- (3) 要綱第2条第2号に規定する知事が認める業務に従事した者とは、慰労金の目的に照らし、「利用者との接触を伴い」かつ「継続して提供することが必要な業務」に合致する状況下で働いている職員（派遣労働者のほか、業務委託受託者の労働者として交付対象事業所等において働く従事者についても同趣旨に合致する場合には対象に含まれる。）をいう。

(慰労金の交付額)

第4条 要綱第2条に規定する要件を満たす者に交付する慰労金の交付額は、次の各号に定める区分に応じ、それぞれ次に掲げる額とする。

- (1) 利用者に新型コロナウイルス感染症が発生又は濃厚接触者である利用者に対応した障害福祉サービス施設・事業所等に勤務し、利用者と接する職員
- ア 訪問系サービス事業所において、実際に新型コロナウイルス感染症患者又は濃厚接触者にサービスを一度でも提供した職員 200,000 円
- イ 障害福祉サービス施設・事業所等のうち、ア以外の事業所等において、実際に新型コロナウイルス感染症患者又は濃厚接触者が発生した日以降に勤務した職員 200,000 円
- ウ ア又はイ以外の職員 50,000 円
- (2) 利用者に新型コロナウイルス感染症が未発生又は濃厚接触者への対応はなかったが、感染症対策に一定の役割を担った障害福祉サービス施設・事業所等に勤務し、利用者と接する職員 50,000 円

(慰労金の交付申請)

第5条 慰労金の給付を受けようとする場合、原則として、受任事業所設置者が、職員から委任を受けて代理申請及び受領を行い、受任事業所設置者から職員に給付するものとする。

2 慰労金の交付を申請しようとする受任事業所設置者は、令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（障害分）に係る交付申請書（別添1）及び次の各号に定める書類を、知事が定める期日までに、兵庫県国民健康保険団体連合会を通じて、知事に提出するものとする。ただし、やむを得ない場合には、職員から兵庫県への個別での申請を妨げない。

- (1) 事業所・施設別申請額一覧（様式1）
- (2) 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（障害分）に関する事業実施計画書（様式2）
- (3) 障害福祉慰労金受給職員表（法人単位）（様式3）
- (4) その他知事が必要と認めるもの

3 前項の場合において、受任事業所設置者は、職員に代理受領委任状（様式4）を提出させなければならない。

4 第2項ただし書きの規定により、職員から兵庫県への個別での申請を行う場合は、当該職員は、新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金（障害分）個人用申請書（別添2）を、知事が定める期日までに、兵庫県知事に提出するものとする。

5 申請者が申請できる慰労金の交付は、医療機関及び介護サービス事業所等において、勤務し、

又は勤務していた者に対する慰労金も含め、一人につき1回限りとする。

(慰労金の交付)

第6条 知事は、予算の範囲内で、それぞれ第4条に規定する額を交付する。

(申請の期限)

第7条 慰労金の申請期限は、令和3年1月31日までとする。

(交付決定の取消通知)

第8条 要綱第6条第2項の規定による通知は、知事は、慰労金交付決定取消通知書(様式6)により申請者又は受任事業所設置者に行うものとする。

(受任事業所設置者の費用)

第9条 要綱第9条第2項に規定する費用は、受任事業所設置者の職員等に係る慰労金の振込手数料その他これに相当するものとする。

(調査等)

第10条 知事は、慰労金に関し必要があると認めるときは、申請書又は受任事業所設置者に対し報告を求め、文書を提出させ、又は実地に調査を行うことができる。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第11条 知事は、受任事業所設置者又は職員から第7条に定める申請の期限までに第5条の規定による申請が行われなかった場合は、給付対象者が慰労金の給付を受けることを辞退したものとみなす。

2 知事が給付の決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、兵庫県が確認等に努めたにもかかわらず申請書の補正が行われず、給付対象者の責に帰すべき事由により給付ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第12条 知事は、慰労金の給付を受けた後に給付対象者の要件に該当しないことが明らかとなった者又は偽りその他不正の手段により慰労金の給付を受けた者に対して、給付を行った慰労金の返還を求める。

(実績報告)

第13条 受任事業所設置者は、要綱第10条の規定により職員に慰労金の交付をしたときは、要綱第11条により慰労金実績報告書(別添3)及び次の各号に定める書類を、知事が定める期日までに、知事に提出しなければならない。

ただし職員による申請の場合は、実績報告を省略するものとする。

(1) 事業所・施設別実績額一覧(様式1)

(2) 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(障害分)に関する事業実績書(様式2)

(3) 障害福祉慰労金受給職員表（法人単位）（様式3）

(4) その他知事が必要と認めるもの

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第14条 慰労金の給付を受ける権利は、譲り渡し、または担保に供してはならない。

（その他）

第15条 交付申請、交付決定、実績報告書等の手続きについては、兵庫県が実施する「障害者福祉サービス施設・事業所等における感染対策徹底支援事業」及び「障害福祉サービス再開に向けた支援事業」とあわせて行うことができる。

この要領に定めるもののほか、慰労金の交付に係る必要な事項は実施のために必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この要綱は、令和2年8月1日から施行する。